議案第２２１号

上越市中郷総合体育館条例の一部改正について

上越市中郷総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市中郷総合体育館条例の一部を改正する条例

上越市中郷総合体育館条例（平成１６年上越市条例第１４１号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　施設使用料

施設名	占用使用料（１時間につき）	共用使用料（１人につき）		
		区　分	２時間につき	１月につき
競技場	１，２６０円	一般	２７０円	１，０８０円
		中学生以下	１４０円	５６０円
柔剣道場	４８０円	一般	２４０円	９６０円
		中学生以下	１２０円	４８０円
卓球場	３６０円	一般	２４０円	９６０円
		中学生以下	１２０円	４８０円
トレーニングルーム		一般	３６０円	１，４４０円
		中学生	１８０円	７２０円
トレーニングコース		一般	１６０円	６４０円
		中学生以下	８０円	３２０円
ミーティングルーム	４８０円			
遊戯室	３６０円			
ピロティ	１２０円			
ステージ	２４０円			

別表⑵の表使用料の欄を次のように改める。

使用料
７２０円
１１０円

１１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。